

第4回「②雇用管理：B. 人事異動（配転・解雇）」

2024.10.18. 佐藤

はじめに

1. 前回のまとめ

- 1) 内容：〈論点〉採用内々定を労働契約成立と解せるか否か ← 論点は「内定」ではない
〈法〉雇用は労働契約によるので採用とは労働契約の締結、
締結は両当事者（労働者と使用者）の意思の合致による（労働契約法 6 条）、
意思は推測しかない、その際に労働契約の労働者保護の特質を考慮、
その考慮から採用内定については意思の合致が推測されて労働契約締結と解される
（大日本印刷事件・最判）
〈諸説〉労働契約不成立、労働契約成立 ← 理由が必要

2) 設問についての解説

- ①労働契約成立説、②「採用内定の取消事由は、雇用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消することが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られる」

2. 本日の予定：前回（労働契約の締結）→労働契約の変更（人事異動）→終了（退職）

3. Reading Assignment に関する設問

佐藤論文を読んで、以下の設問に答えなさい。

- ①本判決の特徴にいかなるものがあると指摘しているか。
②本判決が配転命令を有効とする判断方法にいかなる問題があると述べているか。

*** 本日の課題：**R.A. 解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*** 講義内容**

労働契約上の合意範囲内で使用者は指揮命令ができる
合意の範囲外であれば新規合意、不明確な場合に東亜ペイント最高裁判決
労働契約の一方的解約は、使用者からは不自由、労働者からは自由
解雇ができる例外的場合は、非行行為・能力不足・整理解雇、但しそれぞれ条件がある

[自己点検]

- 1) Reading Assignment への解答：①の解答、②の解答
2) 講義内容：a) 講義の論点、を 200 字程度でまとめよ
b) 論点にかかわる法の状況、を 500 字程度でまとめよ
c) 論点についての諸見解、を 400 字程度でまとめよ
3) 質問・意見も書いてください←採点対象にはしません

[課題提出者]

	10/04	10/11	10/18	10/25	11/01	11/08	11/15	11/22	11/29	12/06	12/13	12/20	01/10	01/17
4 以上	8	7												
3 回生	8	4												
合計	16	11												

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「②雇用管理 C. 多様な雇用形態」
講義テーマ：パートは低賃金で使い自由に首を切っても良いのか
教科書の該当部分：第 15 章（p.344-p.359）、論点に直接関連するのは、351 頁～352 頁
Reading Assignment：
佐藤敬二「日本における非正規労働者の権利保障と課題」を読んで、設問に答えなさい。
私の WebSite <http://www.ritsumei.ac.jp/~satokei> においてあります。